

JI ACCIDENT &  
FIRE INSURANCE  
CO.,LTD.

**国内旅行** (保険期間(旅行期間)1日~1か月まで)

# ジェイアイの 国内旅行保険

国内旅行傷害保険特約セット普通傷害保険

**2011年4月  
改定版**  
(4月1日以降出発用)



SUPPORT  
YOUR  
TRAVEL

引受保険会社

 **ジェイアイ傷害火災**  
<http://www.jihoken.co.jp>

# 国内の旅とレジャーの安心をサポートする ジェイアイの国内旅行保険

## 基本プラン

保険期間（旅行期間）		2日（1泊2日）まで			
ご契約タイプ		AA	AB	AC	
保険金額（※契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害（注） 入院保険金日額	716万円 4,000円	856万円 6,000円	997万円 11,000円
	手術保険金※1	手術の種類により入院保険金日額の10倍、20倍、40倍をお支払いします。			
特約	通院保険金日額	2,500円	4,000円	7,000円	
	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
	携行品損害	5万円	10万円	20万円	
	救援者費用	100万円	100万円	100万円	
	臨時費用※2	60万円	60万円	60万円	
お支払いいただく保険料		500円	700円	1,000円	

保険期間（旅行期間）		4日（3泊4日）まで			
ご契約タイプ		AD	AE	AF	
保険金額（※契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害（注） 入院保険金日額	443万円 3,000円	556万円 5,000円	729万円 9,000円
	手術保険金※1	手術の種類により入院保険金日額の10倍、20倍、40倍をお支払いします。			
特約	通院保険金日額	2,000円	3,000円	5,500円	
	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
	携行品損害	5万円	10万円	15万円	
	救援者費用	100万円	100万円	100万円	
	臨時費用※2	60万円	60万円	60万円	
お支払いいただく保険料		500円	700円	1,000円	

保険期間（旅行期間）		7日（6泊7日）まで			
ご契約タイプ		AG	AH	AJ	
保険金額（※契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害（注） 入院保険金日額	514万円 4,500円	741万円 7,000円	918万円 11,000円
	手術保険金※1	手術の種類により入院保険金日額の10倍、20倍、40倍をお支払いします。			
特約	通院保険金日額	3,000円	4,500円	7,000円	
	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
	携行品損害	5万円	10万円	25万円	
	救援者費用	100万円	100万円	150万円	
	臨時費用※2	60万円	60万円	60万円	
お支払いいただく保険料		700円	1,000円	1,500円	

- 保険期間（保険のご契約期間）は、旅行ご出発日を含めて計算します。「9月1日から9月7日」までの保険期間は、「7日（6泊7日）まで」となります。
- 上記ご契約タイプ以外をご希望の方は、お申出ください。
- 被保険者が団体20名以上の契約の場合は、団体割引が適用される場合もありますのでお問合わせください。
- 個人賠償責任と携行品損害の自己負担額は0円です。
- ご契約の際は、「ご契約いただく国内旅行保険の概要」にてご確認ください。

- \*1 手術保険金とは、入院保険金をお支払いする場合で、その原因となるケガの治療のために事故発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられたときに、ご契約時に定めた入院保険金日額に、手術の種類に応じて定められた倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた額をお支払いするものです。
- \*2 臨時費用保険金とは、第三者の行為によるケガにより事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金に追加してご契約時に定めた金額をお支払いするものです。

**オプション** | 下記特約は、上記プランでは補償されておりませんので、加入をご希望の方はお申出ください。

**留守宅家財盗難** 自宅の家財（被保険者と生計を共にする親族の所有する物）が旅行中、盗難にあった場合に保険金をお支払いします。1家族全員で旅行される場合は、被保険者1名の方のみご加入ください。

保険期間（旅行期間） お支払いいただく保険料		2日（1泊2日）まで	4日（3泊4日）まで	7日（6泊7日）まで	14日（13泊14日）まで	1か月まで
留守宅家財盗難 （自己負担額なし）	100万円	450円	530円	620円	800円	1,240円
	200万円	900円	1,060円	1,240円	1,600円	2,480円
	300万円	1,350円	1,590円	1,860円	2,400円	3,720円

（注）被保険者が2名以上の場合は、留守宅家財盗難をセットする方とセットしない方を同一の申込書に記入することはできません。

保険期間（旅行期間）		14日（13泊14日）まで			
ご契約タイプ		AK	AL	AM	
保険金額（※契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害（注） 入院保険金日額	471万円 4,000円	704万円 9,000円	797万円 11,000円
	手術保険金※1	手術の種類により入院保険金日額の10倍、20倍、40倍をお支払いします。			
特約	通院保険金日額	2,500円	4,500円	7,000円	
	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
	携行品損害	10万円	20万円	25万円	
	救援者費用	100万円	100万円	150万円	
	臨時費用※2	60万円	60万円	60万円	
お支払いいただく保険料		1,000円	1,500円	2,000円	

保険期間（旅行期間）		1か月まで			
ご契約タイプ		AN	AP	AR	
保険金額（※契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害（注） 入院保険金日額	840万円 10,000円	890万円 11,000円	942万円 12,000円
	手術保険金※1	手術の種類により入院保険金日額の10倍、20倍、40倍をお支払いします。			
特約	通院保険金日額	4,500円	5,600円	6,700円	
	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
	携行品損害	20万円	25万円	30万円	
	救援者費用	100万円	150万円	200万円	
	臨時費用※2	60万円	60万円	60万円	
お支払いいただく保険料		2,500円	3,000円	3,500円	

- 重要**
- （注）被保険者（旅行者）が以下に該当する場合は、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は他の傷害保険契約（詳細は申込書にてご確認ください。）等との合算で1,000万円までとなります。
- 保険始期日（旅行出発日）時点で15歳未満の場合。
  - 保険始期日（旅行出発日）時点で15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合（ご契約者（お申込人）と被保険者が異なる契約）。

## 選べる! 移動手段別 2つのプラン!!

ジェイアイは旅行保険のエキスパート 充実した補償で万一の時も安心です

旅行でのトラブルやアクシデントから、あなたをしっかりと守ります!

### CASE 1 まさかの死亡・後遺障害事故!

死亡・後遺障害

旅行中に発生した事故により事故発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合や死亡した場合



### CASE 2 突然の入院・通院!

入院保険金・通院保険金

突然のケガにより入院・通院することになった場合（入院の場合：事故発生の日からその日を含めて180日が限度）（通院の場合：事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日分を限度）



### CASE 3 人にケガをさせてしまった!

個人賠償責任

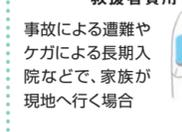
他人にケガをさせたり、土産店であやまって物を壊した等で、法律上の損害賠償責任を負った場合



### CASE 4 盗まれた!

携行品損害

旅行カバンやカメラなどの盗難や火災による損害



### CASE 5 入院した!

家族も現地に急行!

救援者費用  
事故による遭難やケガによる長期入院などで、家族が現地へ行く場合



- 臨時費用 第三者の行為によるケガにより事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金に追加してご契約時に定めた金額をお支払いします。

- プラス** 右ページの航空機欠航付プランのみセット
- 飛行機が飛ばない! 航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用 利用航空便が濃霧、台風で欠航したために、ホテル・旅館などに宿泊した場合
  - オプション 旅行中、自宅に空き巣が! 留守宅家財盗難 自宅の家財が旅行中、盗難にあった場合

こんなときの保険金は お支払いできません

- 故意、犯罪行為
- 他覚症状のないむちうち症・腰痛
- 妊娠・出産等、疾病
- 紛失、置き忘れの携行品損害
- 定期券、クレジットカード、コンタクトレンズ、動物の携行品損害 … など

詳しくは、「ご契約いただく国内旅行保険の概要」にてご確認ください。

## お支払例 入っていないくて大丈夫? こんな時にあなたを守ります!!

### CASE 1

Aさんは、バスのステップで足を踏み外し転倒、頭を強打する。脳挫傷、鼓膜破損、側頭部骨折を診断され、入院したが障害が残った。

● 後遺障害保険金	4,953,000円
● 入院保険金（90日）	720,000円
● 通院保険金（40日）	160,000円
● 救援者費用保険金	130,000円
<b>TOTAL</b>	<b>5,963,000円</b>

### CASE 2

Bさんは、足下で滑ってバランスを崩した際に、デジタルビデオカメラを落としてしまいカメラは破損、修理不能となる。

● 携行品損害保険金	96,500円
<b>TOTAL</b>	<b>96,500円</b>

### CASE 3

Cさんは、ホテルの廊下でつまづいて転倒し、窓ガラスを割ってしまう。ホテルからガラスの修理代を賠償請求され、Cさんもケガをする。

● 賠償責任保険金	315,000円
● 通院保険金（5日）	15,000円
<b>TOTAL</b>	<b>330,000円</b>

※弊社が実際にお支払いした事例です。

## 航空機でご旅行される方のみ ご契約いただけます 航空機欠航付プラン

保険期間（旅行期間）		2日（1泊2日）まで			
ご契約タイプ		BA	BB	BC	
保険金額（※契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害（注） 入院保険金日額	790万円 5,000円	849万円 6,500円	856万円 11,000円
	手術保険金※1	手術の種類により入院保険金日額の10倍、20倍、40倍をお支払いします。			
特約	通院保険金日額	3,000円	4,000円	7,000円	
	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
	携行品損害	5万円	15万円	20万円	
	救援者費用	100万円	100万円	200万円	
	臨時費用※2	60万円	60万円	60万円	
お支払いいただく保険料		800円	1,000円	1,300円	

保険期間（旅行期間）		4日（3泊4日）まで			
ご契約タイプ		BD	BE	BF	
保険金額（※契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害（注） 入院保険金日額	580万円 3,500円	818万円 5,500円	931万円 9,000円
	手術保険金※1	手術の種類により入院保険金日額の10倍、20倍、40倍をお支払いします。			
特約	通院保険金日額	2,300円	3,000円	5,500円	
	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
	携行品損害	5万円	10万円	20万円	
	救援者費用	100万円	100万円	100万円	
	臨時費用※2	60万円	60万円	60万円	
お支払いいただく保険料		800円	1,000円	1,300円	

保険期間（旅行期間）		7日（6泊7日）まで			
ご契約タイプ		BG	BH	BJ	
保険金額（※契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害（注） 入院保険金日額	761万円 4,500円	908万円 8,000円	938万円 11,000円
	手術保険金※1	手術の種類により入院保険金日額の10倍、20倍、40倍をお支払いします。			
特約	通院保険金日額	3,000円	4,500円	7,000円	
	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
	携行品損害	5万円	10万円	25万円	
	救援者費用	100万円	100万円	200万円	
	臨時費用※2	60万円	60万円	60万円	
お支払いいただく保険料		1,000円	1,300円	1,800円	

- 保険期間（保険のご契約期間）は、旅行ご出発日を含めて計算します。「9月1日から9月7日」までの保険期間は、「7日（6泊7日）まで」となります。
- 上記ご契約タイプ以外をご希望の方は、お申出ください。
- 被保険者が団体20名以上の契約の場合は、団体割引が適用される場合もありますのでお問合わせください。
- 個人賠償責任と携行品損害の自己負担額は0円です。
- ご契約の際は、「ご契約いただく国内旅行保険の概要」にてご確認ください。

- \*1 手術保険金とは、入院保険金をお支払いする場合で、その原因となるケガの治療のために事故発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられたときに、ご契約時に定めた入院保険金日額に、手術の種類に応じて定められた倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた額をお支払いするものです。
- \*2 臨時費用保険金とは、第三者の行為によるケガにより事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金に追加してご契約時に定めた金額をお支払いするものです。

**オプション** | 下記特約は、上記プランでは補償されておりませんので、加入をご希望の方はお申出ください。

**留守宅家財盗難** 自宅の家財（被保険者と生計を共にする親族の所有する物）が旅行中、盗難にあった場合に保険金をお支払いします。1家族全員で旅行される場合は、被保険者1名の方のみご加入ください。

保険期間（旅行期間） お支払いいただく保険料		2日（1泊2日）まで	4日（3泊4日）まで	7日（6泊7日）まで	14日（13泊14日）まで	1か月まで
留守宅家財盗難 （自己負担額なし）	100万円	450円	530円	620円	800円	1,240円
	200万円	900円	1,060円	1,240円	1,600円	2,480円
	300万円	1,350円	1,590円	1,860円	2,400円	3,720円

（注）被保険者が2名以上の場合は、留守宅家財盗難をセットする方とセットしない方を同一の申込書に記入することはできません。

**旅行出発日（保険始期日）**  
**10日前までお申込み頂けます。**  
（例：出発日が4月11日の場合、4月1日までにご契約が必要です。）

保険期間（旅行期間）		14日（13泊14日）まで			
ご契約タイプ		BK	BL	BM	
保険金額（※契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害（注） 入院保険金日額	378万円 5,000円	772万円 8,000円	976万円 11,000円
	手術保険金※1	手術の種類により入院保険金日額の10倍、20倍、40倍をお支払いします。			
特約	通院保険金日額	3,000円	5,000円	7,000円	
	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
	携行品損害	10万円	20万円	25万円	
	救援者費用	100万円	100万円	150万円	
	臨時費用※2	60万円	60万円	60万円	
お支払いいただく保険料		1,300円	1,800円	2,300円	

保険期間（旅行期間）		1か月まで			
ご契約タイプ		BN	BP	BR	
保険金額（※契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害（注） 入院保険金日額	944万円 10,000円	957万円 11,000円	973万円 12,000円
	手術保険金※1	手術の種類により入院保険金日額の10倍、20倍、40倍をお支払いします。			
特約	通院保険金日額	4,500円	5,700円	6,900円	
	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
	携行品損害	20万円	25万円	30万円	
	救援者費用	100万円	150万円	200万円	
	臨時費用※2	60万円	60万円	60万円	
お支払いいただく保険料		2,800円	3,300円	3,800円	

- 重要**
- （注）被保険者（旅行者）が以下に該当する場合は、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は他の傷害保険契約（詳細は申込書にてご確認ください。）等との合算で1,000万円までとなります。
- 保険始期日（旅行出発日）時点で15歳未満の場合。
  - 保険始期日（旅行出発日）時点で15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合（ご契約者（お申込人）と被保険者が異なる契約）。

## ご契約いただく国内旅行保険の概要

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書およびご契約内容確認事項を必ずご覧ください。  
ご契約タイプによってはセットされていない補償項目もありますのでご注意ください。

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害〔基本契約〕	死亡金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガ*が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（指定のない場合には被保険者の法定相続人）にお支払いします。 注 後遺障害保険金をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。
	後遺障害金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガ*が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。
	入院保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガ*が原因で、平常の業務または生活ができなくなり、入院した場合	入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。
	手術金	入院保険金 <sup>注1</sup> が支払われる場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合	入院保険金日額に、手術の種類に応じて定められた倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた額をお支払いします。 注 1事故につき1回の手術に限ります。
	通院金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガ*が原因で、平常の業務または生活に支障が生じ、通院（往診を含みます。）した場合	通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。なお、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金はお支払いできません。 注 入院保険金 <sup>注1</sup> が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金はお支払いしません。
入院保険金または通院保険金 <sup>注1</sup> が支払われる期間中、別の事故により新たにケガ*をされても入院保険金、通院保険金は重複してはお支払いできません。			

特約	個人賠償責任	日本国内において旅行行程中に偶然な事故によって、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負った場合 注 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1. 次の①～⑧のいずれかによって生じた損害賠償責任 ①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争・革命などの事変、暴動 ③地震・噴火、これらによる津波 ④核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑤被保険者の職務の遂行（仕事上の損害賠償責任） ⑥被保険者の心神喪失 ⑦被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ⑧自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理 2. 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 3. 受託品に対する損害賠償責任（宿泊施設の客室に与えた損害はお支払の対象となります。） など
	携行品害	日本国内において旅行行程中に偶然な事故により、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合 注 1 次のものは含まれませんのでご注意ください。 株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動を行っている間のその運動のための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物等	次の①～⑩のいずれかによって生じた損害 ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転、麻薬などを使用しての運転 ③戦争・革命などの事変、暴動 ④地震・噴火、これらによる津波 ⑤差押え、没収、破壊等の公権力の行使 ⑥携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ⑦すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ⑧偶然・外来の事故に起因しない電気的事故・機械的事故（故障等） ⑨保険の対象である液体の流出 ⑩置き忘れ、紛失 など
	救費用	日本国内において被保険者が旅行行程中に以下①～③のいずれかに該当したことにより費用を負担した場合 ①搭乗している航空機や船舶が行方不明となった場合もしくは遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によって生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要ことが警察等公的機関により確認された場合（ただし、被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救援者にかかる費用は対象外です。） ③ケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 注 ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山やロッククライミング中の事故につきましては対象となりません。	1. 傷害〔基本契約〕の「保険金をお支払いできない主な場合」1. ①～⑩のいずれかを原因として発生した費用 2. 原因がいかなるときでも、むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによって発生した費用 など

## ご契約いただく国内旅行保険の概要

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書およびご契約内容確認事項を必ずご覧ください。  
ご契約タイプによってはセットされていない補償項目もありますのでご注意ください。

●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
特約	臨時費用	日本国内において旅行行程中に第三者の行為によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	臨時費用保険金額の全額（60万円）を死亡保険金受取人（指定のない場合には被保険者の法定相続人）にお支払いします。
	航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用	日本国内において旅行行程中、被保険者が搭乗予定だった航空機の欠航または搭乗した航空機の着陸地変更により、その航空機の出発予定日に代替となる他の航空機を利用できない場合で、その日に予定していた航空機の最終到着地以外の地において <b>宿泊施設に宿泊し、費用が発生した場合</b>	1回の欠航・着陸地変更につき、1万円をお支払いします。 1. 次の①～④のいずれかによって生じた損害 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②戦争・革命などの事変や暴動 ③地震・噴火、これらによる津波 ④核燃料物質による事故または放射能汚染 2. 宿泊施設に宿泊しない場合の損害 など
留守宅家財盗難	日本国内において旅行行程中に、ご自宅の家財が盗難にあった場合 注 1 次のものは家財に含まれませんのでご注意ください。 株券・手形等、印紙・切手等、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、動植物、オートバイ、自転車、動植物、貴金属、宝石、骨董品、美術品等 ご希望により追加してセットできるオプション特約	留守宅家財盗難保険金額を保険期間中の限度として損害額をお支払いします。 注 1 損害額とは時価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗（減価）分を控除して算出した金額）または修繕費のいずれか低い方をいいます。（修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費をお支払いします。） 注 2 1個または1対のものについて10万円を限度とし、現金・小切手については5万円を限度とします。	①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失による盗難 ②保険契約者および被保険者の親族、使用人、同居人、住居を管理する者が行ったまたは荷担した盗難 ③戦争・革命などの事変や暴動の際の盗難 ④天災、風水害、火災、破裂・爆発の際の盗難 ⑤核燃料物質による事故または放射能汚染の際の盗難 ⑥屋外にある家財の盗難 ⑦旅行が終了した日の翌日から起算して60日以内を知ることでできなかった盗難 など

\*ケガとは急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。

\*上記ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒症状、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

この保険では「地震・噴火、これらによる津波によるケガ、損害等」は、補償の対象となりませんのでご注意ください。

### お申込みにあたって

このパンフレットは国内旅行保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」もよくお読みください。また、詳しくは『国内旅行保険』のしおり（傷害保険普通保険約款・特約）をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問合わせください。

ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

### この保険に関するお問合わせ

取扱代理店または下記へご連絡ください。

**お客様専用フリーダイヤル：0120-877030**

一部お繋ぎできないIP電話等からは03-3237-2921をご利用ください。

受付時間：平日の午前9:00～午後5:00

（土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

### 万一事故が起こった場合

東京本社では、24時間体制でコレクトコールによる**事故のご相談**にお応えします。

お客様専用フリーダイヤル：**0120-787745**

一部お繋ぎできないIP電話等からは03-3237-2156をご利用ください。

引受保険会社

取扱代理店

 **ジェイアイ傷害火災保険株式会社**

〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5

http://www.jihoken.co.jp